

池田市指名停止措置要綱

「池田市指名停止基準」を廃止し、「池田市指名停止措置要綱」を制定する。

池田市指名停止措置要綱 制定 平成13年7月26日

(目的)

第1条 この要綱は、池田市における契約事務の厳正かつ公正な執行を期するため、池田市入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 有資格者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に掲げる期間を基準として期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止の措置が行われたときは、工事等の請負又は買入等のための指名を行うに際し、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名しないものとする。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(審査会)

第3条 前条の指名停止を行う場合は、池田市請負業者審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、指名停止を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行う事由が生じたときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間及び特例)

第5条 第2条第1項又若しくは第4条各項の規定による指名停止の期間は、当該措置要件に該当する事実を知り得た日又はその事実を確認した日から起算する。

- 2 有資格者が一の事案により、別表各項の措置要件の二以上に該当したときは当該措置要件ごとに規定する期間の長いものをもって指名停止の期間とする。
- 3 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表各項に定める期間の2倍の期間とする。ただし、引き上げ後の期間は、2年を限度とする。
 - (1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。この場合の指名停止の起算日は、当該指名停止期間満了の日の翌日とする。）に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 有資格者が別表第6、第7及び第8の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、同種の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
 - (3) 有資格者について、悪質な事由があるため、又は重大な結果を生じさせたとき。
- 4 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。
- 5 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、変更後の期間は、2年を限度とする。
- 6 指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められるときは、指名停止を解除するものとする。

（工事事務の報告）

第6条 有資格者が施工する工事において、事故が生じたときはすみやかに本市に対し報告するよう求めるものとする。ただし、一般工事については重大な工事に限る。

（指名停止の通知）

第7条 第2条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5条第6項により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要があると認めるときは、通知を省略することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず本市の事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ緊急の必要がある場合には、審査会の議を経て指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

ただし、当該指名停止の原因となった事由が本市工事の死亡事故で著しく安全対策を怠っていた場合、若しくは反社会的な行為の場合は、この限りではない。

(下請等の禁止)

第9条 指名停止期間中の有資格者が本市の契約に係る工事を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第11条 有資格者が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第11条第1項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該有資格者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

(適用)

第12条 この要綱は、建設工事、測量・コンサルタント、業務委託、物品等及び売払いに関する有資格者に適用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、審査会の議を経て措置を決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月26日から実施する。
- 2 改正前の池田市指名停止基準に基づき指名停止を請けている者はこの要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成14年7月26日から実施する。
- 4 この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載</p> <p>池田市入札参加資格審査申請書及び入札参加資格審査確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 ヶ月</p>
<p>2 過失による粗雑工事</p> <p>(1) 本市契約の履行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内</p>
<p>3 契約違反</p> <p>前項に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4 ヶ月</p>
<p>4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故</p> <p>(1) 本市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内</p>
<p>5 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故</p> <p>(1) 本市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(2) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該工事事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 4 ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 2 ヶ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>6 贈 賄</p> <p>有資格者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 本市の職員に対する贈賄 ロ 本市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12 ヶ月 6 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>
<p>7 独占禁止法違反行為</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 本市契約に係るもの ロ 本市契約以外の契約に係るもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12 ヶ月 6 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>
<p>8 談 合</p> <p>有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 本市契約に係るもの ロ 本市契約以外の契約に係るもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12 ヶ月 6 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>
<p>9 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 前各項に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(3) 前各項に掲げる場合のほか、有資格者が池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条例第20号)第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p> <p>3 ヶ月</p>